茨木市創業促進事業

≪法人設立費用≫

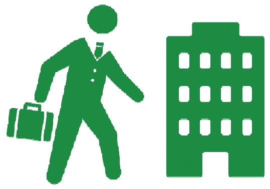

商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、
市内で法人を設立しようとする方に補助金を交付します。
＊法人は株式会社・合同会社に限ります。

１　補助金の内容

	登録免許税	定款認証手数料	司法書士等への報酬
内容	登記にかかる登録免許税の２分の１	定款認証に係る公証人手数料の２分の１	法人設立手続きに係る司法書士等への報酬の２分の１（消費税は対象外）
	上限は１７万５千円	上限は２万５千円	上限は５万円
備考	国による登録免許税の軽減を受けた場合は、軽減前の税額の２分の１が補助額となります。	合同会社の場合は定款認証不要	依頼先の資格（司法書士、行政書士等）及び依頼内容の分かる領収書が必要です。

２　対象者

下記の①～⑧全てにあてはまる方を対象とします。
①事業の経験がなく全く初めてである、または事業を開始して５年未満（※）である。
②営利目的の事業である。
③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に規定する業務ではない。
④金融・保険・不動産業、学校法人、バー、キャバレー、ナイトクラブ、チェーン店ではない。
⑤この補助金（法人設立費用分）を受けたことがない。
⑥事業開始時点において兼業をしない（学生の場合は除く）。
⑦市税を滞納していない。
⑧特定創業支援等事業を受けた証明書を持っている。
⑨その他市長が不適当と認める創業でない。

※創業した事業を法人化する場合が対象（創業時と異なる業種の法人や２社目の設立は対象外）。
また、開業届の「開業・廃業日」欄の日付から起算して申請日当日に５年未満の方が対象です。

３　注意事項

設立登記後３か月以内（登記事項証明の「会社成立の年月日」から起算）に申請が必要です。
下記の①～④に当てはまる場合は、補助金を交付できないことや、交付した補助金を返還していただくことがあります。
①補助要綱に違反したとき。
②虚偽や不正により補助を受けたり受けようとしたとき。
③市長の承認を受けずに事業計画書を変更・中止したり、事業の遂行の見込みがないとき。
④その他市長が不適当と認めたとき。

特定創業支援の予約をする時や
ご質問等がある時はお電話ください!!

【お問い合わせ先】
茨木市　産業環境部　商工労政課　（茨木市駅前三丁目8番13号）
電話：072－620－1620　FAX：072－627－0289
E-mail：syokorosei@city.ibaraki.lg.jp

R6.3作成